

## 一般事業主行動計画とは

次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるため、平成15年7月、「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。

この法律に基づき事業主にも労働者が仕事と子育てを両立させ、少子化の流れを変えるための次世代育成支援対策のための行動計画です。

## 社会福祉法人海望福祉会の一般事業主行動計画

### 行動計画

- ・ 1、計画期間:平成28年4月1日～平成33年3月31日(5年間)
- ・ 2、計画内容

### 【目標1】

平成33年3月31日までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間平均5日以上とする。

#### (目標達成のための対策とその実施時期)

平成28年6月 年次有給休暇の取得状況について実態を調査

平成28年12月 年次有給休暇の取得率をチーフ会議で報告

平成29年12月 年次有給休暇の取得率をチーフ会議で報告  
前年度と比較して評価する

平成30年12月 年次有給休暇の取得率をチーフ会議で報告  
前年度と比較して評価する

平成31年12月 年次有給休暇の取得率をチーフ会議で報告  
前年度と比較して評価する

平成32年12月 年次有給休暇の取得率をチーフ会議で報告  
前年度と比較して評価する

平成33年3月 有給取得予定表の作成や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組開始

## 【目標 2】

職員の子供を対象に「子供参観日」を平成 31 年 9 月までに実施する。

(目標達成のための対策とその実施時期)

平成 30 年 12 月 検討会の設置

平成 31 年 7 月 社内メールにて職員へ参観日実施について周知する。

平成 31 年 9 月 参観日の実施、職員へのアンケート、次回に向けて検討